

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 1

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637

具志川村字昆布

北朝鮮情報

秘

政治情報(209) 41.2.10

北朝鮮情報

具志川村字昆布新規土地接收 米軍長
に関する状況について

本年1月25日 具志川村^字昆布に在沖米陸軍地区工
兵隊(以下「D・E」略称する。)から 82,500平
方メートル(25,000坪)を新規接收するという軍用地
接收の通知が 法務局土地課を通じて村当局
に届いた。

これは 高等弁務官布令第20号(1959.2.12
「賃借権の取得について」)に基づく財産取得告知
である。 接收は このほど 同地区に米海兵隊
専用の軍港が新設に完成したので 物資集積
の場所を確保する必要があるためとみられる。
関係地主は 字昆布に在る喜瀬宝幸ほか38人で
ある。

これらの状況については、別添^{(のとおり)当地の}関連新聞記事を
送付するが、新聞記事以外の状況および人民
党の関係情報について 参考までに報告する。

記

- (1) 本年1月8日 第3回の説明会がなされ、1月14日
午後8時~10時までの間 昆布区公民館において
法務局土地課、村当局土地課職員と 昆布地区居
住の地主約30名が 新規接收について話し合いをした。

総 理 府

(この1月14日の 第4回説明会からは D・E 職員
が出席しなく行った。)

このときの説明会場には

人民記者 知念忠二

が会場内へ状況を取材し、会場外から

人民党具志川支部長 名嘉 正雄

、 石川支部 伊波 宏

富山 渡

が状況を見守り、説明を聴いた。説明会
終了後 上記3名の人民党メンバーが 場内へ
地主を集め、知念忠二が中心となって 伊波等
から軍用地接收と 農民の生活状況を説明
され、関連づけて 土地接收の阻止の在り方を説明
反対の指導を行なった模様である。

(注) 上記は、琉球警察当局から入手した情報である。
人民党の、これを機会に 農民運動に力を入れ 指導
介入しているだけに、第2の伊波事件の様相が
みられ、将来 接收とめぐっての事件発生も 予測される。

- (2) 当日集まった地主は 関係地主39人のうち、主として
昆布地区 天願区在住の者約30名で、那覇、つが
石川、方面寄りの地主は集ってなかったといわれている。
このことから、一般に 生活問題として 受け止

総 理 府

をしたという地主もいるが、なかには、どうせ小作さ
せるか、放置している土地であり、小作料も取っていない
ことから、あたり軍用地に使用させ、何年かの一括
拂いを受けようか、よいと希望する地主もある。

また、昆布区に居住する地主も、新規接收予定地
以外にすくなく軍用地として接收されている者が、居り、
接收のあり方を知っていることから、あるて反対はしな
いか、昆布区内の地主多数が反対している関係上、
表面切つて賛成できないという者もいる。

こういったように、地主への反響は複雑である。

(3) この新規接收が実現した場合、一坪の土地も
残らなくなる地主は、1名であり、200坪～500坪

残る地主が3名であるといわれている。

これは、いずれも、昆布区に居住の地主である。

(4) 2月1日に、D・Eから送付され、関係地主に渡つ
た、接收予定通知書には、具体的に財産目録
が添付されていない。つまり、おおむねの接收予定
地のみが示されていないので、村当局土地課では、D・
Eより、個人別接收財産目録が届き次第、関係
地主に、接收予定通知書と、接收財産目録を送
付する意向のようである。

総 理 府

(5) D・Eでは、新規接收予定地の査定を土地
台帳の地目に従つて、(法務局土地課、村役所
土地課)ととも、測量検査した現在地目で評価
し、少しでも地主の利益に資するように配慮してい
るようである。

(6) 賃貸借地代査定額は、坪あたり、年間

	宅地	田	畑	原野	山林
1級	3.194	244	174	54	34
2級	2.45	21	15	4	2
3級	1.09	20	14		
4級	0.73	14			
5級	0.56	12			

となっており、台帳地目等級より、現在地目等
級は、ほぼ1級内外、高く査定されている。

(注) 前記(2)～(6)は、地元警察署からの情報による。

(7) 新聞報道(2月3日^{特別}プレス)では、2月1日から3月末
までが、契約期間となつていふとされているが、D・Eよ
り、関係地主に送付されるべき接收通知書は、接
収財産目録が添付されてなく、書類は不備にて
村役所に保留されている。また、かつて、財産目録
の送付をもって効力を発せしめ、上記契約期
間は、期日が経過されてくるものと考えられる。

総 理 府

北米局長
参事官
秘
政 92. 4月 14日 (2014) 4月 26日 常務課

秘
具志川村字昆布の軍用地接收
について

みだしのことについては、すでに政経情報(その9)をもって報告したところであるが、琉球政府当局から入手した情報によれば、次のとおりである。

記

1. 接收面積 21,800坪
年間借賃 2,120,355
接收目的 軍機橋から陸揚される軍物資の集積所として使用するため

2. 関係地主の数等
39件のうち、1は字有地で区長が代表名義人となっている。同一地帯のものが3件あり、結局接收予定地を所有する地主は35名である。現在まで琉球政府法務局民部土地課で調査する21件のうち土地と全部失われこととなる地主は9名(内昆布村7名、昆布外2名)である。

3. 新規接收地の地目別筆数、坪数、および年間借賃(1966.7.1~1966.6.30)

総務部 民部

地目別	筆数	坪数	年間借地料
田	5筆	763坪	101,580
畑	67	12,796	1,553,190
原野	20	6,120	274,260
山村	2	124	2,740
非組地	1	1,397	195,580
合計	95	21,200	2,127,350

4 従来の経過
(1) 1965年12月15日 民政府土地課が新規接收に対する具志川村当局の意向を打診した。
この時村当局としては、地主の意向をきいていないので、何人ともいえないから直接の当事者である地主と話し合ってもいいかと答えた。琉球政府が、本件土地接收を周知したのも同日である。
(2) 1966年1月7日
昆布公民館において第1回目の地主との接衝を行った。当日は全地主35人のうち21人が出席した。なお当日の接衝には、民政府土地課が当たった。
(3) 1966年1月14日
昆布公民館において第2回目の地主との接衝が行われた。当日は全地主35人のうち20人が出席した。なお当日の接衝は、民政府土地課

総務部 民部

の依頼を受けて 琉球政府法務局土地課が当たった。
しかし、第1回目、第2回目ともに地主の反対により
結論が出なかった。

新規接收に対する地主側の反対理由としては
第1に 地主のうちには、当該接收地域だけに
土地を有する者がいて、接收されると土地全部を失う
ことになる。

第2に 軍用地料よりも ~~サトウキビ~~による収益
のほうがはるかに大きい。

第3に 土地のほとんどが軍用地に接收されている
ので、これ以上の接收は控えてほしい。今度
の接收は取りめて 24号線の上のほうの既軍
用地（タンク・ファーム地域）を利用してほしい。
（注） ~~の3案~~があげられる。

（注） 民政府（USCAR）土地課がこの地主の要
望（第3の要望）を 現地 海軍部隊に伝え
たところ、タンク・ファーム地域は 軍校橋
から遠く、しかも山地であって起伏が激
しく物資の収穫等としては不適当で、しかも
そこには 軍施設があるので 利用できないと
いうことであつた とのことである。

（注） 本年1月14日の接衝は 琉球政府土地課では
公式には 第2回目のものであるが、その間に

総 理 府

非公式の説明会がなされており、通算するとこの日で
4回目（1966.12.15、1966.1.7、1966.1.8、1966.1.14）
の接衝がなされたこととなる。またこの間に 人民党
が介入したことについては 既報告 政経情報（409）
のとおりである。

（4） 1966年1月25日

布令第20号に基づき 財産取得要求告知書
が 具志川村当局、所轄登記所、琉球政府
に提案された。

翌日の1月26日に 占有譲渡命令書が提出さ
れた。
（三村に対し）
（同日、琉球政府法務局長が 民政
府に 対し 対抗 抗議を述べたといわれている。）

これに対する USCARの考え方は 財産取得要求
告知書が出されてから60日間接衝の余地
があるので、できるだけ話し合いをしないとのこと
であつた。

（5） 1966年1月26日、28日、31日にわたって、DE
（在沖米陸軍地区工兵隊）、村当局、法務局の三
者立会って 現地において 土地の地目、等級の査
定および物件調査を行い、財産表を作成し
た。

（6） 1966年2月10日

法務局長が 現地視察を行なった。田満解

総 理 府

決方を村当局にも要望した。当日は村の税務課長
および土地主任が同行した。

5. 現在の琉球政府土地課の考え方

琉球政府土地課では

(1) 本来に因る地主に対しては、どういふ対策をうつか
いふことについて、2月16日、民政府、村当局と三者
協議を行ない、直ちに現地の実態調査を開始
した。(次の同様の三者協議を、2月24日午後行なう
予定)。

(2) 新規接收地が将来どの程度戦災耕作が
許されるか分らないが、できるだけ尽力したい。

(3) 接收に伴って、荷役人、ガート等の雇用をでき
るだけ地元民から採用してもらうよう、働きかける
等の措置がとられている。

6. 復帰協等の動き

(1) 復帰協は、2月7日、那覇市教育会館で執行
委員会を開き、「具志川村昆布の軍用地、新規
接收に反対する抗議声明」を公表した。

この声明は、2月3日の復帰協定期総会にか
ける決定に基づき、執行委、声明文をよめた
ため、高等弁務官、在沖米合衆国陸軍地区

総 理 府

工兵隊あてのものである。

(2) 原水協は、2月7日午後1時30分から那覇市教育
会館で、理事会を開き、具志川村昆布の軍
用地接收に対する対策を協議した。その
結果、原水協は、米軍の土地接收は、反戦
平和の立場から一坪たりとも許せないとして、ワ
シントン高等弁務官に対し、撤回抗議文を出すほ
か、主席、立法院に対して撤回決議を
するよう要請することになり、8日決議文と
主席、立法院に対し、手交した。

なお、原水協、瑞慶覧長輝(副理事長)
事務局長、大島修らは、2月22日、本件につい
ての政府の接收、撤回の折衝を過い
いて、首脳を行なった。これに対し、法務局
長は「地主が反対していることは、米軍当局
に伝えている。法務局は、接收地、関係者
の実態調査を行なっている段階である。地主
みんが反対しているのではなく、接收を受け
いれている人もいるので、関係者間の調整を
急いでいる。」と答えた。

総 理 府

政経情報(その26) 41.4.19 北米課長 官2
貝志川村字昆布土地接收をめぐる北米課長X6
問題について

- 軍物資集積所を建設するため、在米陸軍地区工兵隊(D・E)による貝志川村字昆布の土地接收が計画され、これが次第に問題化していることは、すでに政経情報(その9、その14、その23)をもつて報告したところである。
- さる4月17日に貝志川村では村民大会を開いて接收反対の運動を盛り上げているが、現段階における事態について、各関係方面から入手した情報によれば、概要次のとおりである。

記

1. 接收予定地面積

当初 20.5エーカーと発表されたが、これは土地台帳に基づく地積であり、その後実測した結果、接收予定地総面積は 17.32エーカーであった。これは、4月7日の民政府、琉政、村当局の三者合同協議会の席上、米軍側から説明があった面積である。

2. 契約期間

土地接收の契約期間は、4月14日から6月13日までの間に土地収用宣告書をD・Eから出すことができることとなっているので、この間に関係地

主が自由契約を結ぶことができるとされている。

これは、2月14日付 D・Eから土地接收要求告知書の改訂第1号が出されたが、これによれば当該告知書を提出した日(2月14日)から起算して60日後 120日以内に土地収用宣告書を出すことができることとなっているので、その間に収用宣告書が出される前に自由契約が可能である。

関係地主が希望すれば、

(注) 4月10日付琉球新報が 12日の契約期限切れと報道しているのは、この点から誤りがみられる。

したがって、4月14日以降60日以内に自由譲渡の契約が成立すれば、土地の強制収用を免れることになる。

ただし、琉球政府よりの自由譲渡の交渉が成功しない場合は、4月14日から60日を至遅くとも強制収用が行われることがあり、また、その交渉が行われていた例外的な事情があったときは、やはり強制収用を行おう旨、前記土地接收要求告知書改訂第1号は規定している。

3. 強制収用された場合の地主の不利益

土地が強制収用された場合、自由譲渡の場合

と異なってくるのは、次の点においてである。

つまり、強制収用の場合は、地料前払いの制度が適用されないこととなる。地料前払いの制度（67年～100年の不定期前払いの制度）が適用されれば、かりに50年の地料前払いがなされた場合、50年以内で当該接収地が解放されたときは、残期間の地料を地主から返済しなくてもよいこととなっている。

4. D・E側の意向

D・E側の意向としては、黙認耕作を90%程度認める態度である（現に、具志川村の他の地域で611エーカーの黙認耕作が許されている）が、どの区域を黙認耕作として認めるかは明示されていない。4月7日の協談会でも軍の意向として、使用の時期までは全体に継続使用を許可する用意をしているといっている。

4月9日付 米国艦隊司令官からUSCARのJ. シーハン土地課長にあてた公文書によれば、「2月1日から接収は起算されるが、実際に土地を使うのは、この計画が承認申請中であるので、工事計画の承認、予算等の面から考え、1968年11月以降工事が行なわれることになるだろう。した

総 理 府

がって、それまでの間は、契約がなされても実際に土地を使用することはないであろう。」という意味を伝えている。

5 関係地主側の態度

関係地主側の態度は、土地と生活を守るという全体の雰囲気の下にあって、黙認耕作地で耕作を続けながら土地料をもらうということから一部賛成の者もあるようである。しかし、黙認耕作の場合、いつ取消しになるかもしれないという将来における家族の生活の見え方や土地を失うという心理的な不安、村全体が反対しているので積極的に賛成すれば村八分のような目にあうといった複雑な要因が働いて琉球政府の調停には直ちに反しない態度を示している。

現に、読谷村の黙認耕作地では、農作物の撤去命令が出されている（注）ので、具志川村の関係地主としても、いつ撤去されるかわからないという不安が大きい。

(注) 読谷村の黙認耕作地の農作物撤去の状況は、次のとおりである。

(1) 読谷村予備飛行場内に本年1月3日付撤

総 理 府

ま命令が出された。これは以前採石場で農耕許可を与えられていない地域約12エーカー（~~サビ~~畠7.87エーカー、いも畠0.13エーカー）を本年1月10日までに撤去要求がなされたものである。

(2) 読谷村補助飛行場追加工事のため、2月22日までに用地内の土地約80エーカーの撤去命令が1月20日に出された。
（を明け渡す）

80エーカーのうち、さとうきび畠40エーカー、さつまいも畠20エーカーが黙認耕作地となっている。

(3) なお、他に1件撤去命令が出されている。

6 村長の態度(立場)

具志川村の新垣幸藩村長は、保守系であるが、さる5月15日に行われる具志川村長選挙に無所属として出馬を表明し、連続二期当選を狙っている。4月26日から開始される選挙運動を考慮し、現段階では村民の意向を無視できない立場にある。したがって現在、琉球政府からの話合いには応じない態度を固執している。

7 琉球政府側の方針

総 理 府

土地接收により全耕地を失うこととなる者(17名)に対する代替地の提供策を現在琉球政府では考えている。これは、黙認耕作の許可が取消された場合に備えて、村有地の原野(不耕地)に対する開墾・造成の計画を樹て、そのための予算措置(26,000^{ドル})を講じている。

また、4月7日の協議会においても、契約した場合どの部分が実際に使用されるかを図面で明示してもらいたい旨を要求し、代替地、開墾のためのブルドーザー等機械の貸与も申し入れ、これらの条件をもって今後個々の地主と接渉を重ねる計画を立てている。

総 理 府

(取得手続中のもの)	
具志川村 昆布地区 (約2万坪 物資集積所)	
1965年12月	新規接收計画発表
1966年1月25日	財産取得要求告知 提出 (布令20号第2条)
" 26日	占有命令の発令 (同上 (収用告知手続を省略))
2月24日	DE方針発表 - 4月12日まで交渉期間 6月10日以前強制接收 (告知書) 6月10日 第1次延期 発表 (120日以内) 10月7日 第2次 " " (") 1967年2月20日 第3次 " " (") (2月5日から120日 - 6月4日まで)

GA-4

外務省

(取得手続がまだとっていないもの)	
糸島町 喜屋武 (約4万3千坪 超規格電線槽敷)	
1967年1月5日	新規接收計画の発表
知念村 宇志等原及び山原 (約12万坪 通信施設用地)	
1966年3月30日	地価調査のための立入測量申入 (測量終了後は6月30日となっている)
(黙認耕作地)	
嘉手紙村 (約5万7千坪)	
1966年1月	黙認耕作地の接收予定計画発表
1966年8月	(基地拡張工事の開始)

GA-4

外務省

読谷村 (約4万7千坪 兵舎建設)

1967年3月20日 農作物の撤去を指示通告

(4月15日までの期間)

4月13日 同上通告取消を通知